

## 環境審査顧問会火力部会

### 議事録

1. 日 時：平成21年2月5日（木）14：00～15：30

2. 場 所：経済産業省別館11階1120共用会議室

3. 出席者：

（顧問）

四方部会長、安達部会長代理、植田顧問、沖山顧問、加藤顧問、北林顧問、清野顧問、河野顧問、関島顧問、能川顧問、日野顧問、水野顧問、森川顧問、山下顧問、吉澤顧問、渡辺顧問

（経済産業省）

吉田統括環境保全審査官、河合環境審査班長 他

4. 議 題：（1）前回議事録（案）の確認について

（2）環境影響評価準備書の審査について

・（株）トクヤマ徳山製造所東発電所第3号発電設備計画

5. 議事次第

（1）開会の辞

（2）配布資料の確認

（3）議事録（案）の確認について、事務局から、小名浜パワー事業化調査（株）（仮称）

小名浜火力発電所に係る平成21年1月15日に開催された火力部会、及び東日本旅客鉄道（株）川崎発電所リブレース計画（更新及び増設）に係る平成21年1月22日に開催された火力部会の議事録（案）について説明があり、了承された。

（4）（株）トクヤマ徳山製造所東発電所第3号発電設備計画に係る環境影響評価準備書の審査にあたり、事務局から現地調査等における質問事項への回答、補足説明資料、審査書（案）の修正比較表及び審査書（案）について説明があった。

（5）閉会の辞

## 6. 質疑内容

### <補足説明資料>

【顧 問】 p12、13の熱利用の例について、もう少し詳細な内容について確認できないか。

【経済省】 事業者を確認する。本件の審議は今回が最終となるので、可能なものがあれば別の機会にお示しするという事で検討させていただく。

【顧 問】 了解。これはシリコン精製の原料なのかというのを確認したい。

2004年の資料によると、事業者は日本全国の企業の中で17番目にCO<sub>2</sub>を出している、とある。そのような数値が日経エコロジーという本に掲載されており、日本の企業の中でもかなり大量に出している。もちろん発電所のCO<sub>2</sub>は除いていたが、やはりそのあたりは気になり、できるだけCO<sub>2</sub>は削減すべきだろうと思うので、いろいろとお聞きしているところ。今日の資料の内容については、やむを得ないかという感がある。

p14に製造所排水処理設備出口の水温測定状況があり、第8・1表で最後の1月だけ処理設備出口より放水口出口の方が温度が高いが、これは別の排水口から温度が高いものが入っているということか。他の月は処理設備出口より放水口出口の方が低いが、1月だけ逆転していることについて何か確認しているか。

【経済省】 温度測定の時期は必ずしも同じではないため、特に排水の温度が変わったということではなく、測定の時期の違いで出た差ということになる。基本的な傾向は他の月と同じになるのではないかと思われる。

【顧 問】 p14の下から2行目に「(瞬時値)」と書いてあるが、瞬時値の意味は、ある月の、ある日の、ある時間に測定したという意味か。

【経済省】 ある時間に測定したという意味である。

【顧 問】 説明資料のp24で、大気質予測の最大着地濃度地点の地図にメッシュが書いてあり、点線で囲われた部分を拡大した地図があるが、私が気にしていたのは海側で、例えば最大着地濃度地点は確かに陸側なのだが、すぐ近くの海上でそれより高い濃度は出ていなかったかという点である。その場合、それを問題にするかしないかについては論議があるかもしれないが、着地地点の計算精度を考えれば海にちょっと出たところでも、それを気にする人はいるのではないか。最大着地濃度地点に近い所は計算してあるはずなので、それを確認してもらえば良いと思う。新たに計算するのは大変かと思う。

【経済省】 少なくともこのメッシュ上のデータはあると思うので、確認して可能であればお知らせする。

【顧 問】 本件に関連する記載は準備書のp8.1.1-144あたりにある。

<審査書（案）修正比較表及び審査書（案）>

【顧 問】  $L_{Aeq}$  追記の修正があったが、施設の稼働に伴う騒音は  $L_{Aeq}$  で良いのか。  $L_{A5}$  ではなかったか。

【経済省】 再度確認した上で、必要があれば訂正させていただく。

【顧 問】 審査書の p33、比較表の p22 だが、二酸化炭素のところでは私が意見を申し上げたのは、まず前半は環境審査指針への適合性の論理を尽くすことであり、その意味で当該プラントが実行可能な範囲で  $CO_2$  排出が削減されているかの判断をすることが、指針に基づき審査をしたという記述になる。その後、原子力安全・保安院が出している環境影響評価の手引書に基づき、京都議定書目標達成計画との整合性を評価しなさいという下りとなっているので、配列は良いが、p33 の下 2 行「以上のことから、施設の稼働に伴い発生する…」は 2 回同じことを書いているので、p33 の下 2 行は削除することが適切である。

審査書の「はじめに」の下から 4 行目「準備書についての地元住民等への周知に関して、…地元住民等の意見及びこれに対する事業者の見解に配慮しつつ、…」の 2 行半だが、今回住民意見はなかったが、この場合もこの記述を残すかどうか。資料 3-3 の p3 を見れば述べられた意見は無く、したがって意見に対する事業者の見解はない、と表現しているので、削除した方が嘘はないということになると思う。

資料 3-4-2 は最終の火力部会に今まで出された資料が全部整理して出している。その意味で、これが今の「はじめに」のところの「事業者から提出のあった補足説明資料」の総集編に該当するものと思っている。事業者にも詳しくまとめていただいたので、感謝申し上げたいと思う。

関連してお願いだが、補足説明資料の p71 に  $CO_2$  排出量の電気、送汽分の配分方法が書いてあり、その中で省令、通達類が出ておりそれに沿ってやっているということだが、このコピーを我々にもぜひ配布していただきたい。どこを見てダウンロードすれば良いのか分からないため、施行令も関係あるのであれば施行令も含めて省令・通達を、特に大気分科会の顧問には配布していただければ良いと思う。

【経済省】  $CO_2$  の記載については、確かに繰り返しになっており、検討したいと思う。

「はじめに」の住民意見についても御指摘のとおりだが、基本的に決まり文句ということで、従来よりこのような記載にさせていただいている。住民意見に配慮するが今回は対象となる意見及び見解がなかったということであり、必ずしも間違いではないということになるが、確かに適切さに欠けるということではあると思う。決まり文句にどこまでこだわるかということだと思われるので、検討させ

ていただく。

省令・通達については、適当な時期に配布させていただくこととしたい。

【顧 問】 残土について、残土の処理としてセメントプラントの原料として使うとあるが、土はセメントの原料になるのか。

【経済省】 基本的に残土は全部セメント原料として使うこととしている。今は詳細を説明できないが、現地調査の際に事業者がセメント工場でのリサイクルフローについて説明している。

【顧 問】 二酸化炭素が気になるのだが、審査書 p33 の下の方に「積極的な木質バイオマス・タイヤ混焼により…目標達成を図ることとしている。」とあるが、やはり資料を計算しても、せいぜい木質バイオマスで全発生量の 2%にいくか、いかないかだと思ふ。発電の変動から考えると、この木質バイオマス等が 2%というのは削減目標を達成するのに寄与するのか疑問である。

【経済省】 詳細なデータは持ち合わせていないが、基本的には全く寄与しないわけではないと思ふ。これで劇的に改善されるわけではないが、ある程度の量の改善は見込めるだろうということで記載している。

【顧 問】 補足説明資料の p80 に、CO<sub>2</sub>削減量が年間約 5,500t と数値が出ているため確認した。

【経済省】 具体的には補足説明資料に、将来想定している量として示されており、この程度しかないという言い方もあるかもしれないが、一応一定の評価はできるという意味で記載している。

【顧 問】 この 2%というのは変動の範囲ではないのか。

【経済省】 量的にはわずかであっても効果はあるだろうと考えている。

【顧 問】 「…目標達成を図ることとし、その他木質バイオマス・タイヤ混燃も積極的に行うこととしている。」というような量的な効果ではない記述にするなど、検討してみたら良いと思ふ。

【顧 問】 木質バイオマスが常に隠れ蓑にされている気がしており、こうした記載について、量的にはたいしたものではないということがいつも気になっており、一言申し上げた。

【顧 問】 修正比較表の p 13 の水の汚れ・富栄養化だが、「T-N」は全窒素だが、「窒素含有量」も「全」という言葉を含んでいるということで「[T-N]」の記載があったのではないか。厳密に言うと窒素にしても燐にしてもいろいろな物質を含んでいるわけで、窒素は硝酸態やアンモニア態を合わせたものという意味かと思ふ。そういう意味ならむしろ「全」という言葉を付けておいた方が良い気がする。

審査書 p33 の廃棄物で、「540,697.3t」とあまりにも桁数の多い書き方をしてあ

ったのはいかがか。

【経済省】 窒素含有量等の記載は、我々も悩みながら修正したところ。基本的に事業者の準備書や補足説明資料の考え方をそのまま使っているが、事業者に確認したところ、「窒素含有量」という記載をしているのは水質汚濁防止法の排水基準として記載する場合であり、一般的な窒素の含有量という意味ではなく、ある決められたものとしての窒素含有量であるとのことで、あえて今回括弧書きを削除した案とした。次のページの「全窒素」、「全燐」は拡散計算をした結果、環境基準との比較をするものだが、環境基準は「全窒素」、「全燐」という表現としており、実は同じものだがそういう使い分けをしているということだったので、それに合わせてあえて括弧書きを付けないこととした。

廃棄物で十万の桁数と小数点表記があることについては、これも準備書の記載をそのまま引用しているが、審査書の場合は小数点以下はなくても良いと思われるので、検討させていただく。

【顧 問】 「窒素含有量」の表現はおかしい。全窒素〔total nitrogen〕とは、例えば JIS 等で測定方法が決まっているもので、それに従って分析するという前提になっているはずなので、「全窒素」や「窒素含有量」とは言葉の意味が違ってくる。おそらく「全窒素〔T-N〕」が一番正しいだろうと思うが、きちんと調べた方が良く、もう一度確認していただきたい。

【経済省】 確認する。

【顧 問】 修正比較表の p10 の、右側の下の方 3 分の 2 くらいの所に「浮遊粒子状物質の測定は…」とあり、「平成 16 年度では 2 局で環境基準の長期的評価に不適合であったが、平成 17、18 年度ではすべての局で環境基準に適合している。」とあるが、ここで言っているのは後ろの方も長期的評価である。今までの前例は良く知らないが、短期的評価はここでも半数以上が不適合であり、だから長期的評価でものをみようというのであれば、例えば「短期的評価については半数以上の測定局で環境基準に不適合であるけれども、長期的評価については平成 16 年度では 2 局で環境基準に不適合、平成 17、18 年度ではすべての局で環境基準に適合している」というように、短期的評価についても触れておいた方が良くと思う。

【経済省】 おそらく長期的評価の方に着目して記載を省略してしまったと思われるので、確認する。

【顧 問】 修正比較表の p10 の石炭粉じんのところで、周南バルクターミナルは事業外だということで削除した部分がある。しかし、やはり周南バルクターミナルは石炭の調達先なので非常に密接な関係があり、準備書の中ではなくても工場関連施設としてきちんと環境保全をするというようなものがあるべき。事業外だから全て削

除してしまう、というのはちょっと違うのではないかなと思うので、注釈か何かで入れておくべきではないかと思う。

【経済省】 基本的には別の事業との位置付けとしている。アセスの対象事業としては発電所の建設事業に限定せざるを得ないということで、このような整理としている。審査書の修正前の位置にそのような記載が入ってくるのはどうかとは思いますが、なお書き等の何らかの記載ができるかどうか検討させていただきたいと思う。

【顧問】 バルクターミナルそのものについては、環境アセスは行われなかったか。

【経済省】 確認したところ、特にアセスは行わないとのことであった。ただし、防じんネットを張って散水する等の通常行われている措置は行われる。

【顧問】 やはり完全に無視するのは変ではないかという気がする。誰がやるか分からないが、実際に何らかの対応はされるだろうから、なお書きか何かで措置をするという記述があってもおかしくはないと思う。

これとは別件で、補足説明資料のp18で、辻交差点での濃度が高いことについて「関係車両は交通量の多い辻交差点の通行を極力避けること」を環境保全措置として追加すると書いてあるが、これは審査書の中には反映されているのか。先程の記載の中にはないが、どこかに反映されていると考えて良いのか。

【経済省】 現状では具体的に記載していないが、強いて言うと環境保全措置の最後の「…すること等の対策」の「等」に、その他の措置として入っているということになる。

【顧問】 審査書にその他として入っているから、それは事業者が考慮しているということになるのか。

【経済省】 現時点では補足説明資料に具体的な記載があるが、最終的には評価書に明記してそれを守っていただくということをお願いしているところ。

【顧問】 バルクターミナルの話を書くとすると、一例としては「敷地境界あるいは周辺の住宅地まで2km以上離れた地点に建設されるバルクターミナル」といった表現はあるかと思う。確かに、他の事業者が作るから知らないというのは問題だと思う。

【顧問】 審査書p20の用語の「施設の稼働（排ガス）に伴う」の括弧の位置がおかしい。表現として不要ではないか。「施設の稼働（排ガス）」は何か妙な感じを受ける。

【経済省】 日本語としてみると変だが、選定項目を示す単語として使っている。表現が修正できるようであれば対応したい。

【顧問】 バルクターミナルの粉じん対策だが、評価書の段階ではコールセンターと事業者で事業協定、石炭の供給協定を結ぶはず。その中にユーザー側の要望として適切な粉じん対策を実施することを要求事項として盛り込んでいただくと、それが評

評価書の段階で書けると思う。現地調査で見た防じんネットは大変お粗末で、普通の電力会社の貯炭場のやり方と比較すると若干質が落ちるという印象を持っている。協定書の中で適切な粉じん対策の実施を求めることについて、行政庁から事業者にアドバイスをすることはできないか。参考として申し上げる。

【顧 問】 周南バルクターミナルの取り扱いについて審査書にどのように表現するかについてだが、現地調査、自然環境分科会等でいろいろ議論をしてきた自然環境関係の問題について、多少なりとも触れていただかないとやはり片手落ちになると思う。大気環境の項目だけではない問題を含んでいるので、そのあたりをどう扱うか検討していただきたい。基本的に現地調査を行ったときと現状とは、工事が進んでいて現況が変わってきているので、評価書の書き振りをどのようにするのかということも含めて要検討事項ではないかと考える。

【顧 問】 今回の審査書の中にはコアジサシやシロチドリの記載があり、現地調査の時にも質問したが、バルクターミナルのところにあったコロニーはその後の改変によって、対象事業実施区域外だということで工事が進んでおり、おそらく来年の繁殖はもうできないだろうという中で、審査書の中にそれをどう組み込むかということについては先程のご発言のとおり考えていただきたいが、今後の問題として、対象事業実施区域だけを考えるのではなく、対象事業実施区域の周辺をどのように考えていくかを真剣に考えていただかないと、何のために環境アセスメントをやっているのか分からないということになるので、検討いただきたいと思う。おそらくコアジサシやシロチドリのコロニーは全滅していると思う。

【経済省】 評価書の段階で、少なくとも前提条件が変わったという情報は盛り込んでいただくこととしている。コアジサシのご指摘については、補足説明資料の説明済のp 49にて、現状どうなっているかを自然環境分科会でご説明した。その中の(3)にあるとおり、現状は全滅ということではなく、バルクターミナルの周りに道路があり、そこが砂利のような状態になっていて、営巣が確認されたとのことである。これは昨年のお話だが、工事を中断する等の措置は行っているということで、全く配慮していないということではない。今後もできる範囲で配慮をしていただくこととしている。

以 上